

25登総第190号  
平成26年3月4日

## 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に関するQ&A

改訂履歴

平成26年5月1日（9頁 図中誤記訂正・追記）

公益財団法人 放射線影響協会  
放射線従事者中央登録センター

## 目 次

I.	「除染登録管理制度」に関する質問.....	1
Q1.	除染登録管理制度は何を目的として設けられたものか。.....	1
Q2.	除染登録管理制度は何に基づいて設けられたものか。法令に基づく制度なのか。.....	1
Q3.	除染登録管理制度の対象となる作業（除染等事業）の範囲はどこまでか。.....	1
II.	「除染登録管理制度への参加」に関する質問.....	1
Q4.	国や自治体の発注の除染等事業を受注した事業者は、除染登録管理制度に参加しなければならないのか。.....	1
Q5.	除染登録管理制度へ参加する際に、除染等事業の場所や内容によって参加方法に区別があるのか。.....	2
Q6.	「放射線管理手帳の運用、事業場（工事件名）登録、定期線量登録、記録引渡の全ての項目について参加する場合」又は「記録引渡のみを行う場合」に、除染登録管理制度への参加の手続きはどのように行えば良いのか。.....	2
Q7.	短期間の除染等事業を1回だけ受注するが、この場合も除染登録管理制度に参加しなければならないのか。.....	3
Q8.	なぜ、除染登録管理制度には元請事業者でないと参加出来ないのか。.....	3
Q9.	自営業やボランティアで除染等の作業を行った場合に、線量の登録や記録の引渡を行うことは出来るのか。.....	3
III.	「放射線管理手帳の使用」に関する質問.....	3
Q10.	除染等事業を行う場合には、必ず作業者に放射線管理手帳を取得させなければならないのか。.....	3
Q11.	除染特別区域外で除染等事業を行う際に、発注者から作業者に放射線管理手帳を持たせるように指導されたがどうすれば良いのか。.....	4
Q12.	除染特別地域外で事故由来廃棄物等の処理を行うが、作業者に放射線管理手帳を持たせる必要があるのか。.....	4
Q13.	除染等事業に従事する者が、既に放射線管理手帳を保有しているかどうかは、どこで確認すれば判るのか？.....	4
Q14.	作業者が放射線管理手帳を持っていない場合、どのようにすれば良いのか。.....	4
Q15.	放射線管理手帳はどこで発行してもらえるのか。.....	5
Q16.	放射線管理手帳の発行申請は誰が行うのか。.....	6
Q17.	放射線管理手帳は個人で発行申請を行っても良いのか。.....	6
Q18.	除染登録管理制度用の放射線管理手帳の運用・記載要領はあるのか。.....	6
Q19.	放射線管理手帳の管理、記入（被ばく線量、電離健康診断、教育）は誰が行うのか。.....	6
Q20.	放射線管理手帳の保管は誰が行うのか。.....	7
Q21.	放射線管理手帳は本人へ返却しなければならないのか。.....	8
Q22.	被ばく線量の記録は全て放射線管理手帳に記載しなければならないのか？被ばく線量結果の通知が来ない場合（市町村発注等）は、放射線管理手帳に記入しなくても良いのか。.....	8
Q23.	既に終了している除染等作業の被ばく線量が放射線管理手帳に記入されていない場合、どのようにすれば良いか。.....	8
Q24.	既に終了している除染等作業の被ばく線量結果（個人記録等）があるが、どのように放射線管理手帳に記入すれば良いのか。どこで記入してもらえるか。.....	9
Q25.	放射線管理手帳には電離健康診断（6ヶ月毎）の結果を記入すれば良いのか。一般健康診断（1年毎）の結果は記入しなくても良いのか。.....	9

<b>IV. 「登録管理制度に於ける各種登録」に関する質問</b> .....	9
Q26. 除染登録管理制度に基づく登録にはどのようなものがあるのか。.....	9
Q27. 各種登録手続きの流れと、元請事業者、放射線管理手帳発効機関及び中央登録センターの役割分担はどのようになっているか。.....	9
Q28. 除染登録管理制度に基づく登録及び記録引渡はいつから開始されるのか。.....	10
Q29. 除染登録管理制度に基づく各種の登録はどのように行えば良いのか。.....	10
Q30. 登録に関する要領書等は配布してもらえるのか。ホームページには掲載されているのか。.....	10
Q31. 各種登録はすべて元請事業者が行うのか。.....	10
Q32. 原子力施設で従事者指定している作業者が、同じ時期に除染等事業に従事することは出来るのか。.....	10
Q33. 1人の作業者が、現場監督等のため同時期に複数の除染等事業に従事することはできるのか。その場合の被ばく線量登録はどのように行うのか。.....	10
Q34. 定期線量登録は電子情報で登録するのか。登録のフォーマットや送付方法はどのようなものか。.....	11
Q35. 記録引渡は具体的にどのような記録を引き渡せば良いのか。.....	11
Q36. 記録の引渡は除染電離則又は電離則に基づく法定記録の引渡であれば、規則上は雇用主が記録の引渡を行わなければならないのではないのか。元請事業者から引渡すことによつて、法令上の記録引渡を行ったことになるのか。.....	11
Q37. 関係請負人（雇用事業者）から記録の引渡を行っても良いのか。.....	11
Q38. 引渡記録に含まれる前歴線量は、過去に行った除染等事業にともなう被ばく線量だけで良いのか。.....	12
Q39. 前歴線量は作業者本人から申告された線量を記載すれば良いのか。.....	12
Q40. 制度発足前に工期が完了している除染等事業で被ばく線量登録及び記録引渡はどのようにして行えばよいのか。また、既に工期が完了している除染等事業についても、定期線量登録については四半期毎の線量を登録するのか。.....	12
Q41. 制度発足前に工期が完了している除染等事業で被ばく線量登録及び記録引渡は、いつから開始されるのか。.....	12
<b>V. 「負担金」に関する質問</b> .....	13
Q42. 登録管理制度に関わる負担金の支払いはどのようになっているのか。.....	13
Q43. 登録管理制度に関わる負担金はいつ支払うのか。.....	13
Q44. 負担金の金額はどのようになっているか。.....	14
Q45. 線量登録及び記録引渡に関する費用は、除染等事業の発注者に請求することができるのか。また、除染事業等における発注者からの工事契約書に線量の登録及び記録引渡に関する費用について明記されていない場合は、どのようにすれば良いのか。.....	14
Q46. 定期線量登録時に支払う料金には記録引渡の費用も含まれているのか。.....	14
Q47. 除染等事業が年度を跨る場合は、両年度の負担金を支払うのか。.....	14
Q48. 制度発足前に工期が完了している除染等作業に関わる線量登録及び記録引渡の負担金はどうなるのか。この場合、負担金を払わないと線量登録及び記録引渡は出来ないのか。.....	15
Q49. 工事が完了しても被ばく線量の登録及び記録引渡までには数ヶ月が必要となる場合もある。線量の登録及び記録引渡に必要な費用の発注元への請求が工事検査完了日までに間に合わない場合はどのようにしたら良いのか。.....	15
<b>VI. 「個人情報の取扱」に関する質問</b> .....	15
Q50. 除染登録管理制度における、個人情報の利用目的は何か。.....	15
Q51. 個人情報の利用目的に対して本人の同意をどのように取っているか。.....	16
Q52. 作業者が離職した場合、新たな転職先の事業者が、本人の承諾を得た上で、作業員が他	

	の事業所で働いていた際に引渡された記録を照会することが出来るか。 .....	17
Q53.	個人情報の共同利用者として何を行えばよいか。どのような責任があるのか。 .....	17
Q54.	契約書に基づいて制度参加事業者が作成する「秘密情報の取扱いに関する規程」はどのようなものか。参考となる「ひな形」はあるか。 .....	17
Q55.	定期線量登録や記録引渡を行う場合、どのようなセキュリティー対策を考慮する必要があるか。 .....	17
Q56.	原子力事業者も除染登録管制度に登録された被ばく線量の情報を利用することが出来るのか。制度が異なるのになぜそれが出来るのか。 .....	18
Q57.	個人情報の開示請求はどのようにして行えばよいか。 .....	18

## 「除染登録管理制度」に関する質問

Q1. 除染登録管理制度は何を目的として設けられたものか。

A1. 除染登録管理制度は、以下を目的に設置されました。

- ア. 除染等事業に従事する作業者が複数の事業者順次所属する場合に、当該労働者の過去の被ばく歴を確実に把握するため、関係する元請事業者が、放射線管理手帳制度と相まって、作業者の過去の被ばく線量を必要な時に確認できる制度を構築すること
- イ. 除染等事業に従事した作業者に数十年後に健康障害が発生した場合に、過去の被ばく線量の累計、所属事業者等を把握できる制度を構築すること
- ウ. 原子力施設の従事者を対象にした既存の「放射線管理手帳制度」及び「被ばく線量登録管理制度(原子力登録管理制度)」との連携を図りつつ制度を構築すること

Q2. 除染登録管理制度は何に基づいて設けられたものか。法令に基づく制度なのか。

A2. 除染登録管理制度は、除染等事業を行う元請事業者によって自主的に設けられた制度であり、放射線影響協会が主体となって制度及びシステムの運用を行います。この制度自体は法令に基づくものではありませんが、制度に基づく登録の内容には除染電離則等の法定記録の引渡も含まれています。

Q3. 除染登録管理制度の対象となる作業(除染等事業)の範囲はどこまでか。

A3. 除染登録管理制度は、除染電離則第2条第7項で定める「土壌の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、同第8項で定める「特定線量下業務」及び電離則第2条第3項で定める「放射線業務」のうち事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業(「除染等事業」という。)に従事する元請事業者を対象にしています。

## I. 「除染登録管理制度への参加」に関する質問

Q4. 国や自治体の発注の除染等事業を受注した事業者は、除染登録管理制度に参加しなければならないのか。

A4. 本制度が発足したことに伴い、厚生労働省が定めた「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成25年12月26日改正)には、「元方事業者は、労働者の過去の累積被ばく線量の適切な把握、被ばく線量記録等の散逸の防止を図るため、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に参加するこ

と。」とされています。

これにより、除染等事業を行う元請事業者は本制度に参加し、自社及び関係請負事業者の従業員を含め関係する作業員の除染等業務で受けた被ばく線量の管理を行うこととなります。

Q5. 除染登録管理制度へ参加する際に、除染等事業の場所や内容によって参加方法に区分があるのか。

A5. 除染等事業を請け負った元請事業者は、除染等事業の地域等によって以下の方法で制度に参加することとなります。

ア. 除染特別地域における除染等事業

放射線管理手帳の運用、事業場(工事件名)登録、定期線量登録、記録引渡\*の全ての項目について参加する

イ. 除染特別地域以外における除染等事業

記録引渡\*のみについて参加する

\* 記録引渡: 離職後(工事終了後)の被ばく線量記録及び除染電離放射線健康診断又は電離放射線健康診断(「除染・電離健康診断」という)の実施結果(法定記録)の引渡

ウ. 事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業

地域に関わらず、放射線管理手帳の運用、事業場(工事件名)登録、定期線量登録、記録引渡の全ての項目について参加する

Q6. 「放射線管理手帳の運用、事業場(工事件名)登録、定期線量登録、記録引渡の全ての項目について参加する場合」又は「記録引渡のみを行う場合」に、除染登録管理制度への参加の手続きはどのように行えば良いのか。

A6.

ア. 放射線管理手帳の運用、事業場(工事件名)登録、定期線量登録、記録引渡の全ての項目について参加する場合

除染登録管理制度に関わる基本事項を明記した業務契約書及び個別的事項を定めた覚書を放射線影響協会と締結することにより登録管理制度に参加することが出来ます。

イ. 記録引渡のみを行う場合

参加申請書の提出・承認等によって登録管理制度へ参加することが出来ます。業務契約書の締結あるいは参加申請書の提出についての詳細は中央登録センターにお問い合わせ下さい。(問い合わせ先は、本Q&Aの末尾に記載)

Q7. 短期間の除染等事業を1回だけ受注するが、この場合も除染登録管理制度に参加しなければならないのか。

A7. 除染登録管理制度に登録されたデータから作業者の正確な前歴線量の確認を行うため、また、記録の散逸の防止の観点から、本登録管理制度の設立目的及び厚生労働省のガイドラインを踏まえて、制度に参加することになります。

Q8. なぜ、除染登録管理制度には元請事業者でないと参加出来ないのか。

A8. 厚生労働省のガイドラインにおいて、元請事業者は元方責任として除染等従事者の被ばく線量を一元的に管理することとしていること、また、除染等事業者及び関係請負人には放射線管理の経験の少ない事業者も含まれることから、放射線管理手帳の運用、各種登録、記録引渡を確実にを行うため元請事業者が除染登録管理制度に参加することが、除染登録管理制度に関する検討会で合意されました。

Q9. 自営業やボランティアで除染等の作業を行った場合に、線量の登録や記録の引渡を行うことは出来るのか。

A9. 今回発足した除染登録管理制度は、除染電離則及び電離則(事故由来廃棄物等の処分)に基づいて除染等事業を行う元請事業者を対象にしたものであり、自営業やボランティアで除染等の作業に対しての登録及び記録引渡は対象とされておりません。

## II. 「放射線管理手帳の使用」に関する質問

Q10. 除染等事業を行う場合には、必ず作業者に放射線管理手帳を取得させなければならないのか。

A10. 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」(基発1226第17号)(8ページ)に記載されているように、

- ア. 除染特別地域における除染等事業及び事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業で、放射線管理手帳の運用、事業場(工事件名)登録、定期線量登録、記録引渡の全ての項目について制度に参加する場合は、放射線管理手帳を取得していない作業者に関して、放射線管理手帳の発行申請を行うこととなります。
- イ. 除染特別地域以外における除染等事業で、記録引渡のみを行う場合は、放射線管理手帳を取得する必要はありません。

Q11. 除染特別区域外で除染等事業を行う際に、発注者から作業者に放射線管理手帳を持たせるように指導されたがどうすれば良いのか。

A11. 放射線管理手帳は法令・規則に基づいて使用するものではありません。

除染登録管理制度では、「除染特別区域内で行う除染等事業」及び「事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業」において、放射線管理手帳を使用することとしています。

それ以外の除染等事業における放射線管理手帳の使用については義務づけられたものではありませんので、契約時に発注者に良くご確認(相談)下さい。

Q12. 除染特別地域外で事故由来廃棄物等の処理を行うが、作業者に放射線管理手帳を持たせる必要があるのか。

A12. A5のウ. に示すように、事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業については、事業の地域に関わらず放射線管理手帳が必要となります。

Q13. 除染等事業に従事する者が、既に放射線管理手帳を保有しているかどうかは、どこで確認すれば判るのか？

A13. 作業者が原子力施設での作業も含めて過去に放射線管理手帳を取得したことが不明な場合は、放射線管理手帳発効機関に照会して確認することが出来ます。但し、放射線管理手帳発効機関への照会には費用が必要となります。

なお、放射線管理手帳発効機関への照会は原則として元請事業者が行うことになります。作業者個人からの照会は受け付けられませんので、関係請負人(雇用事業者)を通じて元請事業者に照会を申し込んで下さい。

Q14. 作業者が放射線管理手帳を持っていない場合、どのようにすれば良いのか。

A14. 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」(基発1226第17号)(8ページ)において、「除染等事業の元請事業者は、自社及びその関係請負人の放射線管理手帳を取得していない労働者に関して、手帳の発行申請を行う。ただし、放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)については、当該特定関係請負人が発行申請を行う」としています。

この場合、元請事業者、関係請負人及び作業者本人は、以下の事項を行って下さい。

#### 元請事業者が行う事項

ア. 除染等事業の元請事業者は、自社及びその関係請負人の放射線管理手帳を取



得していない作業員に関して、手帳の発行申請を行う。ただし、放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)については、特定関係請負人が発行申請を行うことが出来る。

- イ. 過去に放射線管理手帳を取得したか不明の場合は、放射線管理手帳発効機関に照会のための申請を行う。但し、放射線管理手帳発効機関への照会には費用が必要となる。

#### 関係請負人(雇用事業者)が行う事項

- ア. 作業員が既に放射線管理手帳を取得している場合は、その手帳を引き続き使用する。
- イ. 作業員が過去に放射線管理手帳を取得しておらず、新たに手帳を取得する場合は、手帳発行申請の手続きは原則として元請事業者が行うことになっているので、放射線管理手帳発効機関へ手帳発行の手続きを行うよう元請事業者に依頼する。
- ウ. 過去に放射線管理手帳を取得していることが不明な場合は、放射線管理手帳発効機関へ手帳発行の実績の有無を照会するために、必要な情報(過去の作業実績等)を元請事業者へ提供する。
- エ. 作業員が過去に放射線業務に従事した経験の有無について確認し、本人の申告に基づく被ばく前歴のうち除染等事業で詳細が把握できないもの(記録、通知書がない)は、該当する除染等事業の元請事業者に照会(確認)を行う。

#### 作業員本人が行う事項

- ア. 過去に放射線管理手帳の発行を受けたことがない場合は、元請事業者が放射線管理手帳発効機関へ手帳発行の申請を行うため、関係請負人(雇用事業者)を通じて、元請事業者が手帳の発行手続きを依頼する。
- イ. 過去の放射線管理手帳の取得の有無、原子力施設や除染等事業場での作業実績が不明の場合は、関係請負人(雇用事業者)を通じて、元請事業者から放射線管理手帳発効機関及び過去の除染等事業の元請事業者へ照会を依頼する。

Q15. 放射線管理手帳はどこで発行してもらえるのか。

A15. 原子力施設を対象にした被ばく線量登録管理制度に基づき「放射線管理手帳発効機関」を定めており、「放射線管理手帳発効機関」が手帳発行申請書の受付及び手帳発行業務を行っています。

具体的な放射線管理手帳発効機関の連絡先については、中央登録センターあるいは除染等事業の元請事業者にお問い合わせ下さい。

Q16. 放射線管理手帳の発行申請は誰が行うのか。

A16. 除染登録管理制度では、元請事業者又は放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)が放射線管理手帳の発行申請を行うことになっています。なお、原子力施設の作業で放射線管理手帳の発行申請の経験がある事業者が申請を行っても構いませんので、この場合は元請事業者と調整を行って下さい。

Q17. 放射線管理手帳は個人で発行申請を行っても良いのか。

A17. Q14で回答したように、放射線管理手帳の発行申請は元請事業者又は放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)が行うとこととしており、個人からの発行申請は出来ません。  
作業者は、関係請負人(雇用事業主)を通じて元請事業者に手帳発行の申請を依頼することになります。

Q18. 除染登録管理制度用の放射線管理手帳の運用・記載要領はあるのか。

A18. 原子力施設を対象にした被ばく線量登録管理制度において定めている「放射線管理手帳 運用要領・記入要領(事業者用)」(平成24年12月10日第11版第2刷)および「放射線管理手帳 運用要領・記入要領(事業者用)読み替え表」(平成24年7月23日作成)に従って放射線管理手帳を運用して下さい。  
「放射線管理手帳 運用要領・記入要領」及び「読み替え表」は、通商産業研究社(03-3401-6370)から販売されています。

Q19. 放射線管理手帳の管理、記入(被ばく線量、電離健康診断、教育)は誰が行うのか。

A19. 除染登録管理制度では、元請事業者又は放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)が放射線管理手帳の管理、記入(被ばく線量、電離健康診断、教育)を行うこととしています。

(参考)

放射線管理手帳の管理、記入等に関して、元請事業者、関係請負人(雇用事業者)及び作業者本人が行う事項を以下に示します。

元請事業者又は放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)が行う事項

ア. 自社及びその関係請負人(雇用事業者)の作業者に関して、放射線管理手帳を保管・管理する。

イ. 3ヶ月を超えない期間(女性の場合は1ヶ月を超えない期間)ごとに、被ばく線量を自社の作業者及び関係請負人(雇用事業者)に通知するとともに、放射線管理

手帳に被ばく線量を記載する。

- ウ. 自社及びその関係請負人(雇用事業者)の作業者に関して、除染電離健康診断又は電離健康診断及び特定健康診断の実施状況を把握するとともに、除染・電離健康診断の実施結果を放射線管理手帳に記載する。
- エ. 自社及びその関係請負人(雇用事業者)の作業者に関して、自ら特別教育を実施するか又は受講済みであることを確認するとともに、特別教育の実施結果を放射線管理手帳に記載する。
- オ. 自社又は関係請負人の作業者が除染等事業の事業場から離職する場合、事業に従事した間の累積線量を放射線管理手帳に記載した上で、自社の作業者又は関係請負人(雇用事業者)に手帳を速やかに返却する。

#### 関係請負人(雇用事業者)が行う事項

- ア. 元請事業者から通知された被ばく線量を作業者に通知する。
- イ. 新規に除染等事業に従事する作業者について、除染・電離健康診断及び特定健康診断の実施結果の写しを元請事業者に提出する。
- ウ. 除染等事業に常時従事する作業者について、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に電離健康診断及び特定健康診断を実施し、その結果の写しを元請事業者に提出する。
- エ. 新規に除染等事業に従事する作業者について、特別教育の受講の有無を確認し、未受講の場合は、元請事業者の実施する教育を受講させるか、自ら教育を行う。
- オ. 放射線管理手帳が返却された際、電離健康診断の結果及び特別教育実施状況が記載されていることを確認し、漏れがある場合は追加記載を行う。
- カ. 作業者が離職する際に、元請事業者から当該作業者の放射線管理手帳の返却を受け、当該作業者に手帳を確実に手渡す。

#### 作業者本人が行う事項

- ア. 作業者は、離職時に必ず放射線管理手帳を所属会社から受け取って工事期間中の被ばく線量、除染・電離健康診断記録、特別教育記録が記入されていることを確認する。
- イ. 新たな雇用先で、原子力施設あるいは除染等事業の事業場で放射線作業を行う場合は、放射線管理手帳を提示する。

Q20. 放射線管理手帳の保管は誰が行うのか。

A20. 工事期間中は、Q19の回答にも記載したとおり、元請事業者又は放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)が放射線管理手帳を保管します。

工事が終了し、作業者が離職する際は、関係請負人(雇用事業者)は、放射線管理手帳を作業者に手渡ししなければなりません。

作業者は、離職時に必ず放射線管理手帳を関係請負人(雇用事業者)から受け取

ることになります。

Q21. 放射線管理手帳は本人へ返却しなければならないのか。

A21. 放射線管理手帳は本人が所有するものであり、離職後に新たに放射線作業に従事する際に必要となるものです。

Q19の回答にも記載したとおり、

ア. 元請事業者又は放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)は、自社又は関係請負人の作業者が除染等事業の事業場から離職する場合、事業に従事した間の累積線量を放射線管理手帳に記載した上で、自社の作業員又は関係請負人(雇用事業者)に手帳を速やかに返却する。

イ. 関係請負人(雇用事業者)は、作業が離職する際に、元請事業者から当該労働者の放射線管理手帳の返却を受け、当該労働者に放射線管理手帳を確実に手渡す。

こととしています。

Q22. 被ばく線量の記録は全て放射線管理手帳に記載しなければならないのか？被ばく線量結果の通知が来ない場合(市町村発注等)は、放射線管理手帳に記入しなくても良いのか。

A22. 放射線管理手帳の被ばく線量の欄には、当該作業員の線量として確認(あるいは通知)されている全ての被ばく線量(除染等事業のみならず原子力施設での作業も含む)について記入して下さい。

被ばく線量結果の通知が来ない場合には、被ばく線量の測定を行っている元請事業者の確認を行って下さい。

Q23. 既に終了している除染等作業の被ばく線量が放射線管理手帳に記入されていない場合、どのようにすれば良いか。

A23. 関係請負人(雇用事業者)及び元請事業者は、既に終了している除染等作業の被ばく線量が放射線管理手帳に記入されていない場合、作業員本人からの申告に基づく被ばく前歴の詳細が把握できないもの(記録、通知書がない)は、該当する除染等事業を行った元請事業者及び関係請負人等に確認を行い、確認された被ばく線量を手帳に記入して下さい。

今後、除染登録管理制度に線量データが登録されて来れば、本制度からの経歴照会も可能となります。

Q24. 既に終了している除染等作業の被ばく線量結果(個人記録等)があるが、どのように放射線管理手帳に記入すれば良いのか。どこで記入してもらえるか。

A24. 「放射線管理手帳 運用要領・記入要領」及び「読み替え表」に基づき、元請事業者又は放射線管理業務を独自で実施できる事業者(特定関係請負人)が記入します。

Q25. 放射線管理手帳には電離健康診断(6ヶ月毎)の結果を記入すれば良いのか。一般健康診断(1年毎)の結果は記入しなくて良いのか。

A25. 放射線管理手帳には電離健康診断(6ヶ月毎)の結果を記入して下さい。また、一般健康診断(1年毎)の結果は記入する必要はありません。

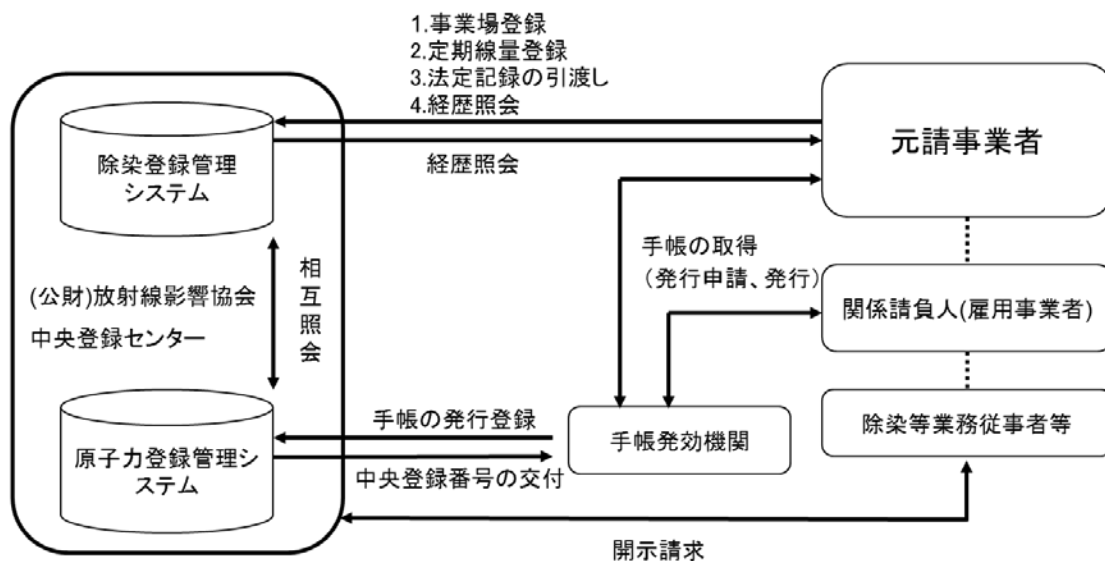
### III. 「登録管理制度に於ける各種登録」に関する質問

Q26. 除染登録管理制度に基づく登録にはどのようなものがあるのか。

A26. 除染登録管理制度に基づく登録には、事業場(工事件名)登録、定期線量登録及び記録引渡(法定記録の引渡)があります。

Q27. 各種登録手続きの流れと、元請事業者、放射線管理手帳発効機関及び中央登録センターの役割分担はどのようになっているか。

A27. 除染登録管理制度における各種登録手続きの流れと、元請事業者、放射線管理手帳発効機関及び中央登録センターの役割分担を下図に示します。



除染登録管理制度における登録等の流れ

Q28. 除染登録管理制度に基づく登録及び記録引渡はいつから開始されるのか。

A28. 事業場(工事件名)登録及び定期線量登録は平成26年1月から開始しました。  
また、記録引渡については、平成26年4月からの開始を予定しています。なお、その前に記録引渡を行う必要がある場合には、中央登録センターと協議して下さい。

Q29. 除染登録管理制度に基づく各種の登録はどのように行えば良いのか。

A29. 中央登録センターで作成する除染等業務従事者等被ばく線量登録管理システム処理要領(25登セ第183号)に基づいて登録等をお願いします。

Q30. 登録に関する要領書等は配布してもらえるのか。ホームページには掲載されているのか。

A30. 登録に関する除染等業務従事者等被ばく線量登録管理システム処理要領(25登セ第183号)等は、本制度に参加された事業者には配布します。

Q31. 各種登録はすべて元請事業者が行うのか。

A31. 事業場(工事件名)登録、定期線量登録、記録引渡は本制度に参加した元請事業者が行います。

Q32. 原子力施設で従事者指定している作業者が、同じ時期に除染等事業に従事することは出来るのか。

A32. 原子力施設と除染等事業場で同時に作業を行った場合、両方を合わせた線量管理等が困難になりますので、同時期の作業は避けて下さい。

Q33. 1人の作業者が、現場監督等のため同時期に複数の除染等事業に従事することはできるのか。その場合の被ばく線量登録はどのように行うのか。

A33. 基本的には工事件名毎に被ばく線量の測定を行い、個々の工事件名毎に登録をして下さい。  
現場監督等のため1つの線量計で複数の工事に従事した場合は、主たる工事において、従事した全ての工事における被ばく線量の登録及び記録引渡を行って下さい。

Q34. 定期線量登録は電子情報で登録するのか。登録のフォーマットや送付方法はどのようなものか。

A34. 四半期毎の定期線量登録は、電子情報で登録項目を定められた順番等に従い CSV フォーマットにて行います。登録フォーマット等の詳細については、制度参加の契約締結後に配布する除染等業務従事者等被ばく線量登録管理システム処理要領(25登セ第183号)に記載しています。

CSV: 表計算ソフトなどで開くことを前提に、データをカンマ「,」や改行で区切って並べたテキスト形式のファイル。

Q35. 記録引渡は具体的にどのような記録を引き渡せば良いのか。

A35. 被ばく線量記録については、作業者の氏名、中央登録番号、申請事業場名、工事件名、前歴線量、対象期間中の実効線量及び組織線量等を記載した紙文書又は画像(PDF, TIFF)によって引渡します。

電離健康診断記録については、除染等電離放射線健康診断個人票、もしくは個人票に記載された全ての項目を記載した様式(医師の氏名及び印があるものに限る)を、紙文書又は画像(PDF, TIFF)によって引渡します。

また、合わせて、作業者個人と引渡記録(紙文書又は画像)の対応付けを行うため、所定の CSV フォーマットにて線量記録及び健康診断記録引渡登録を同時に行ってください。

Q36. 記録の引渡は除染電離則又は電離則に基づく法定記録の引渡であれば、規則上は雇用主が記録の引渡を行わなければならないのではないか。元請事業者から引渡すことによって、法令上の記録引渡を行ったことになるのか。

A36. 関係請負人(雇用事業者)が、線量記録及び関係請負人が提出した電離健康診断結果の写しを元請事業者が中央登録センターに引渡すことを了解する旨を記載した書面を、元請事業者との請負契約の終了までに元請事業者に提出することにより、元請事業者が関係請負人(雇用事業者)から委任を受けて法定記録の引渡を行うこととなります。

(「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」(基発1226第17号)(14～15ページ)を参照)

Q37. 関係請負人(雇用事業者)から記録の引渡を行っても良いのか。

A37. 除染登録管理制度においては、Q36に示したとおり元請事業者から記録引渡を行

うこととしています。

当該記録が元請事業者から引き渡されているかどうかご確認(相談)の上、引渡されていない場合には、関係請負人(雇用事業者)から記録引渡を行っていただくことも可能です。

Q38. 引渡記録に含まれる前歴線量は、過去に行った除染等事業にともなう被ばく線量だけで良いのか。

A38. 除染等作業だけでなく、原子力施設等も含めた全ての被ばく線量を記載して下さい。

Q39. 前歴線量は作業員本人から申告された線量を記載すれば良いのか。

A39. 前歴線量の確認は、放射線管理手帳及び本人の申告等に基づいて行って下さい。

Q40. 制度発足前に工期が完了している除染等事業で被ばく線量登録及び記録引渡はどのようにして行えばよいのか。また、既に工期が完了している除染等事業についても、定期線量登録については四半期毎の線量を登録するのか。

A40. 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」(基発1226第17号)(20ページ)において、「制度発足前に工期が完了している除染等事業については、

ア. 定期線量の項目に準じるものの登録

イ. 線量記録の引渡

を行うように努める」とされています。

また、「定期線量の項目に準じるものの登録については、各四半期毎の線量を登録するものの、複数の四半期毎の線量を同時に登録することも可能とする。線量記録の引渡については、原則として、全工期にわたる線量記録を一括して引渡すものとする」ことになっています。

上記の具体的な方法については、記録引渡の前に中央登録センターと相談を行って下さい。

Q41. 制度発足前に工期が完了している除染等事業で被ばく線量登録及び記録引渡は、いつから開始されるのか。

A41. 平成26年度から実施します。



#### IV. 「負担金」に関する質問

Q42. 登録管理制度に関わる負担金の支払いはどのようにになっているのか。

A42. 登録管理制度に関わる負担金の請求及び支払いについては、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」(基発1226第17号)(16～17ページ)に、以下のように書かれています。

① 定期線量登録及び記録引渡を行う事業者

元請事業者は、以下の通り負担金を支払う。

ア. 支払いは定期線量登録の期間(4月1日から6月30日、7月1日から9月30日、10月1日から12月31日、1月1日から3月31日までの四半期)ごととする。

イ. 負担金は1人当たりの年額を設定し、年度ごとに支払う。

ウ. 最初(工事開始日が含まれる)の定期線量登録時に登録された除染等従事者の人数に対する負担金(年額)を、中央登録センターからの請求に基づき元請事業者が所定の期限(請求書発行日の翌月末)までに支払う。

エ. 以後の定期線量登録では、前回の登録以降に新たに追加された除染等従事者に対する負担金(年額)の請求及び支払いを行う。

オ. 元請事業者からの支払いが行われたことを確認し、中央登録センターから領収書を発行する。

カ. 工事が年度をまたがる場合は、年度が変わった最初の定期線量登録時に次年度の負担金(年額)の請求及び支払いを行う。

② 記録の引渡のみを行う事業者

元請事業者は、以下の通り負担金を支払う。

ア. 支払いは工事完了ごととする。

イ. 記録引渡の人数に対する負担金を中央登録センターからの請求に基づき各事業者が所定の期限(請求書発行日の翌月末)までに支払う。

ウ. 各事業者からの支払いが行われたことを確認し、中央登録センターから領収書を発行する。

Q43. 登録管理制度に関わる負担金はいつ支払うのか。

A43. 登録管理制度に関わる負担金の支払いの時期は、以下のとおりです。

ア. 定期線量登録及び記録引渡を行う事業者

定期線量登録の頻度に合わせ、年4回(四半期ごと)。

(4月1日から6月30日、7月1日から9月30日、10月1日から12月31日、1月1日から3月31日までの四半期毎)

イ. 記録の引渡のみを行う事業者

工事完了時の1回。

Q44. 負担金の金額はどのようになっているか。

A44. 登録管理制度に関わる負担金の額については、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会最終とりまとめ」(基発1226第17号)(17ページ)に、以下のようになっています。

ア. 定期線量登録及び記録引渡を行う事業者

イ. 平成25年度：年額 3,000 円/人(各種登録及び記録引渡に係わる負担金及びシステム整備に係わる費用を含める)

平成26年度：年額で 4,500 円/人(各種登録及び記録引渡に係わる負担金、システム整備に係わる費用及び第6の3に示す本制度発足前に完工した除染等事業での被ばく線量の登録に係わる費用を含める)

平成27年度以降の負担金:本格システムが運用された後の負担金については別途検討することとする。

ウ. 記録の引渡のみを行う事業者

2,000 円/人

Q45. 線量登録及び記録引渡に関する費用は、除染等事業の発注者に請求することができるのか。また、除染事業等における発注者からの工事契約書に線量の登録及び記録引渡に関する費用について明記されていない場合は、どのようにすれば良いのか。

A45. 除染事業等の契約時に線量の登録及び記録引渡に関する費用について明記する又は契約変更(設計変更)等の処置が必要になるかと思えます。発注者と良くご相談下さい。

Q46. 定期線量登録時に支払う料金には記録引渡の費用も含まれているのか。

A46. 特別除染区域内の除染等事業および事故由来廃棄物等の処分の事業において、定期線量登録と記録引渡の両方を行うことで制度に参加している場合は、定期線量登録時に支払う料金には記録引渡の費用も含まれています。

Q47. 除染等事業が年度を跨る場合は、両年度の負担金を支払うのか。

A47. 定期線量登録と記録引渡の両方を行うことで制度に参加している場合、負担金は年度毎に必要な費用を基に設定していますので、除染等事業が年度を跨る場合は継続する新しい年度についても負担金(年度額)を請求することになります。

Q48. 制度発足前に工期が完了している除染等作業に関わる線量登録及び記録引渡の負担金はどうなるのか。この場合、負担金を払わないと線量登録及び記録引渡は出来ないのか。

A48. 制度発足前に工期が完了している除染等事業に関わる線量記録は、制度に参加する事業者にとっても前歴線量の確認のために必要な情報です。

制度発足前に工期が完了している除染等事業に関わる線量登録及び記録及び記録引渡の負担金は徴収せず、平成26年度以降の「定期線量登録及び記録引渡」を行う元請事業者に対する新規登録の負担金の中で、広く薄く負担していただくことになっています。

Q49. 工事が完了しても被ばく線量の登録及び記録引渡までには数ヶ月が必要となる場合もある。線量の登録及び記録引渡に必要な費用の発注元への請求が工事検査完了日までに間に合わない場合はどのようにしたら良いのか。

A49. 定期線量登録と記録引渡の両方を行う元請事業者で、工事完了検査前に定期線量登録を行うことが困難な場合は、以下の措置を行います。

ア. 元請事業者は工事完了検査前に被ばく線量の確定が困難な定期線量登録に対応する除染等業務従事者の個人識別情報(氏名、中央登録番号、生年月日等)を含む人数を放射線影響協会に提供し、放射線影響協会は提供された人数に応じた負担金を請求する。

イ. 元請事業者は、放射線影響協会からの請求書又は放射線影響協会に登録された人数が確認できる書類を工事完了検査前に発注元に提出する。

ウ. 元請事業者は、負担金を放射線影響協会に支払い後、協会から発行される領収書を発注者に提出する。

エ. 元請事業者は除染等業務従事者の当該期間の被ばく線量が確定後、速やかに中央登録センターへ定期線量登録及び記録引渡を行う。

また、記録引渡のみ行う元請事業において、工事完了検査前に記録引渡が出来ない場合は同様の対応となります。

なお、上記の手続きに関しては、除染等事業の発注者(工事完了検査の担当者)と事前に良くご確認(相談)をお願いします。

## V. 「個人情報の取扱」に関する質問

Q50. 除染登録管理制度における、個人情報の利用目的は何か。

A50. 個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、情報を取得する際はその利用目的を特定し、本人に通知又は公表しなければならないため、すでに、手帳発行申請書

の裏面及び協会のホームページ等に情報取得の目的が以下の通り4項目記載されております。

- ア. 登録制度参加事業者の原子力施設及び除染作業場所において放射線業務に従事する人の氏名、生年月日等の個人識別項目のほか、被ばく線量の記録等の個人情報を中央登録センターに登録し、一元的な個人被ばく線量の管理を行う。  
また、必要な記録を把握するため、放射線管理手帳を発行する。
- イ. 登録制度参加事業者の原子力施設及び除染作業場所において放射線業務に従事する人の個人の被ばく線量等の前歴を把握するため、事業者(除染等業務または特定線量下業務を行う事業者を含む)又は登録制度参加事業者がその人の経歴を中央登録センターに照会するのに利用する。
- ウ. 中央登録センターに登録された個人データは、国が実施している低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査のために、提供する。
- エ. 放射線業務に従事する人の統計資料を作成するのに利用する。統計処理した結果は、(公財)放射線影響協会のホームページ等で公開します。ただし、個人を特定するデータを第三者に公開することはありません。  
なお、上記の個人情報の利用目的は、定期線量登録及び記録引渡の両方を行う制度参加事業者から提供され、中央登録センターにおいて登録・保管される情報を対象にしています。  
法的記録の引渡のみを行う場合は、当該記録を引渡した元請事業者が照会を行うことが出来ます。

Q51. 個人情報の利用目的に対して本人の同意をどのように取っているか。

- A51. 個人情報保護法においてはあらかじめ共同利用者を本人へ通知又は容易に知り得る状態とすることが求められていることから、定期線量登録及び記録引渡の両方を行う制度参加事業者から提供され、中央登録センターにおいて登録・保管される情報を対象に、既に以下の措置を行って来ています。
  - ア. 「放射線管理手帳発行申請書」及び「放射線管理手帳のしおり」において、個人情報の取扱いについて「登録制度参加事業者の原子力施設及び除染作業場所において放射線業務に従事する個人の被ばく線量等の前歴を把握するため、事業者(除染等業務又は特定線量下業務を行う事業者を含む)または登録制度参加事業者がその人の経歴を中央登録センターに照会するのに利用します」ことを明示している。
  - イ. 放射線影響協会のホームページにおいて、登録管理制度に関わる個人情報の共同利用の範囲を掲示している。
  - ウ. 「放射線管理手帳発行申請書」により、個人識別項目を中央登録センターに登録すること、放射線管理の目的で事業者又は登録管理制度参加事業者が本人の記録を中央登録センターに照会すること及び本人の公的資料の写しを保管す

ることについて、本人同意の署名、捺印を得ている。

Q52. 作業者が離職した場合、新たな転職先の事業者が、本人の承諾を得た上で、作業員が他の事業所で働いていた際に引渡された記録を照会することが出来るか。

A52. 法定記録の引渡のみを行った場合、記録引渡を行った元請事業者は自ら引き渡した記録の照会を行うことが出来ますが、新たな転職先での元請事業者及び関係請負人(雇用)事業者は本人の承諾(同意)を得た上で照会することが出来ます。

Q53. 個人情報の共同利用者として何を行えばよいか。どのような責任があるのか。

A53. 個人情報の共同利用者は、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の義務と責任を負うこととなります。

具体的には、除染登録管理制度に基づく個人情報の共同利用者として、契約書・覚書及び要領等に基づいて定める秘密情報(個人情報)の取扱いに関するルール、除染登録管理制度における個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報の利用目的(放射線影響協会のホームページにも掲載)を共同利用者が責任を持って遵守することとなります。

Q54. 契約書に基づいて制度参加事業者が作成する「秘密情報の取扱いに関する規程」はどのようなものか。参考となる「ひな形」はあるか。

A54. 秘密情報の取扱いに関する規程は、制度参加事業者として除染登録管理制度で共同利用する個人情報(秘密情報)の取扱いに関して基本的な事項を定めるものです。制度加入時に業務契約書及び関係する覚書を締結する際に、放射線影響協会「ひな形」を準備します。

Q55. 定期線量登録や記録引渡を行う場合、どのようなセキュリティー対策を考慮する必要があるか。

A55. 元請事業者は、除染登録管理制度の端末の操作者を限定する等、個人情報保護を意識した運用を行います。また、データ作成に使用するパソコンのセキュリティー対策(OSのアップデート、ウイルス対策等)に留意する必要があります。

本格システムが整備・運用開始された後は、各制度参加事業者が設置した端末からインターネットを介して接続します。通信は、SSL ないし SSL-VPN 等の暗号化通信を利用することにより、通信路のセキュリティーを確保し、利用者専用 ID やパスワードの発行等により、許可された利用者のみが接続できる仕組みとします。

暫定期間の個人情報の郵送等においては、暗号化パスワード設定等の対策を行

います。

SSL (Secure Sockets Layer)、SSL-VPN (Secure Socket Layer Virtual Private Network) : インターネットの通信において、データを暗号化し、プライバシーに関わる情報やクレジットカード番号、企業秘密などを安全に送受信することができる機能。

Q56. 原子力事業者も除染登録管理制度に登録された被ばく線量の情報を利用することが出来るのか。制度が異なるのになぜそれが出来るのか。

また、除染登録管理制度事業者は原子力登録管理制度に登録されている除染等業務従事者の被ばく線量の情報についても経歴照会に利用することが出来るのか。

A56. 原子力登録管理制度に参加する事業者及び除染登録管理制度に参加する事業者が原子力登録管理制度及び除染登録管理制度に登録された当該事業者に関わる従事者の情報を相互に利用(相互照会)出来るようにしています。個人情報保護法においてはあらかじめ共同利用者を本人へ通知又は容易に知り得る状態とすることが求められています。

ア. 「放射線管理手帳発行申請書」及び「放射線管理手帳のしおり」において、個人情報情報の取扱いについて「登録制度参加事業者の原子力施設及び除染等作業場所において放射線業務に従事する個人の被ばく線量等の前歴を把握するため、事業者(除染等業務又は特定線量下業務を行う事業者を含む)または登録制度参加事業者がその人の経歴を中央登録センターに照会するのに利用します」ことを明示している。

また、個人情報利用目的について放射線管理手帳の発行申請時に本人の同意を得るようにしている。

イ. 放射線影響協会のホームページにおいて、登録管理制度に関わる個人情報の共同利用の範囲を掲示している。

Q57. 個人情報の開示請求はどのようにして行えばよいか。

A57. 除染登録管理制度では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、本人(代理人を含む)から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、放射線管理手帳発効機関が申請の窓口となり、放射線影響協会が責任を持って回答いたします。また、郵送で直接放射線影響協会に開示請求することも可能です。

具体的な開示請求の方法については、手帳発効機関に問い合わせいただくか、放射線影響協会のホームページに掲載された「個人情報の開示請求手続き」を参照下さい。

また、個人データの本人が既に亡くなっている場合には、その遺族からの開示請求にも対応することとしております。

## 本Q&Aに関する問い合わせ先

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号 丸石第2ビル5階

公益財団法人 放射線影響協会

放射線従事者中央登録センター 除染登録管理課

電話番号 :03-5295-1558

FAX 番号 :03-3254-8744

e-mail :[jyosen@rea.or.jp](mailto:jyosen@rea.or.jp)